

J R北海道留萌線存続を求める意見書

J R北海道は11月18日、「J R単独では維持困難な線区」として、10路線13区間（1,237キロ）をあげ、留萌～深川間の留萌線はじめ3区間を廃線・バス転換するとし、それ以外は赤字の一部を沿線自治体に負担してもらい「上下分離方式」などを軸に、2019年度末をめどに合意形成を図りたいと発表した。

J Rは留萌地域にとって、開業以来106年の歴史を刻んで通勤・通学・通院などの移動手段として地域住民の生活を支えるとともに、地域間の人の交流や産業や観光振興による地域の活性化、地方創生に向けた取組においても、極めて重要な社会資本である。

過去に羽幌線、天塩炭鉱鉄道の廃止を体験し、12月4日には留萌・増毛間が廃止されたことから、単に沿線自治体の問題にとどまらず、広く地域住民の生活や、地域振興、経済にも甚大な影響を及ぼすものと危惧される。

そもそも、J R北海道の経営が困難になった最大の原因は、国鉄の分割民営化時に設立した経営安定基金の利回り運用が低くなったことであり、国策の失敗と言わざるを得ない。

よって、J Rが北海道にとっての公共交通機関として、必要不可欠なものとして判断し、地域住民や沿線自治体の声を踏まえて、国及び政府に以下の項目を強く求めるものである。

記

1. J R北海道の路線維持に向けて、国として最大限の支援をすること。
2. 予算や税制面において、適切に支援していくこと。
 - ① 経営安定基金の運用を法改正も含めて再検討すること。
 - ② 地域公共交通確保維持改善事業費の補助率を上げること。
 - ③ 設備の取得に係わる固定資産税の特別措置を今後も継続すること。
3. 北海道全体の公共交通機関の将来ビジョンを示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月14日

留 萌 市 議 会

衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 伊達 忠一 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様

国土交通大臣 石井 啓一 様